

発 信 者	警 察 本 部 長	発 信 年 月 日	24. 11. 8
宛 先	所 属 長	担 当 課	会 計 課

長野県公安委員会が行う委託業務に係る入札参加停止委員会設置要領の制定について

長野県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が行う委託業務のうち、公安委員会が競争入札に参加する者に必要な資格を定めている委託業務に関し、入札参加停止委員会設置要領を下記のとおり定め、平成24年11月8日から実施することとしたので、適切な運用を図られたい。

長野県公安委員会が行う委託業務に係る入札参加停止委員会設置要領

(目的)

第1 公安委員会が行う委託業務のうち、公安委員会が競争入札に参加する者に必要な資格を定めている業務に関し、当該業務契約に係る入札参加停止の審査について、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2 長野県警察本部に「公安委員会が行う委託業務に係る入札参加停止委員会(以下「停止委員会」という。)を設置する。

(構成)

第3 停止委員会は、別に設置する「長野県警察建設工事請負人等選定委員会設置要綱の制定について(平成14年8月28日例規第6号)」の別表第1の左欄に掲げる「委員会」の委員により構成する。ただし、審査対象業務を主管する課長は除くものとする。

(基本事項)

第4 審査に関する手続きは、全て長野県総務部長通知「管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格措置停止要領について」(以下「県停止要領」という。)を準用して行うものとする。

(審査事項及び入札参加停止)

第5

- 1 入札参加停止の審査は、停止委員会が行うものとし、公安委員会が認めた入札参加資格者又はその使用人が、県停止要領別表第1、別表第2、別表第3の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件の一に該当する場合に、情状に応じて別表各号に定めるところにより、入札参加停止に関する意見を決定するものとする。
- 2 停止委員会は、1で決定した意見を公安委員会に提出し、公安委員会において審議の上、当該入札参加者について入札参加停止を行うものとする。
- 3 公安委員会が入札参加停止を行ったときは、契約のための指名又は入札を行うに際し、当該入札参加停止に係る入札参加資格者を指名又は入札に参加させてはならない。当該入札参加停止に係る入札参加者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

(会議)

第6

- 1 停止委員会は、必要に応じ委員長がその都度招集する。
- 2 停止委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、出席委員の3分の2以上の賛成により、意見を決定するものとする。

(事務の所管)

- 第7 委員会の事務は、警察本部会計課が所管するものとする。